NEWSLETTER

EU：オムニバス法案 IV における GDPR の簡素化提案～30 条処理記録の作成義務の免除要件の拡大など～

ヨーロッパ & データ保護ニューズレター　　2025 年 6 月 9 日号

執筆者:
石川 智也
n.ishikawa@nishimura.com
水谷 有希
y.mizutani@nishimura.com

2025 年 5 月 21 日、欧州委員会は、近時の競争力コンパス（Competitive Compass）[1]及びドラギレポート [2]が EU の競争力及び長期的な繁栄を促進する必要性を強調してきた流れを踏まえ、規制は相当かつターゲットを絞ったもので、企業活動を支援するものでなければならないとして、規制の簡素化のためのオムニバス法案 IV[3]を提案した [4・5]。この提案には、GDPR30 条に基づく処理記録の作成義務の免除要件の拡大など GDPR の簡素化提案が含まれており、本稿ではその内容と実務への影響可能性について解説する。

なお、GDPR 以外の EU のデジタル分野での規制の簡素化を含む最新の動向については、欧州データ連合戦略（A European Data Union Strategy）とその周辺の動向について解説した、ヨーロッパニューズレター 2025 年 5 月 28 日号もご参照いただきたい。

1. 規制の簡素化の動き

オムニバス法案 IV は、GDPR、加盟国以外の国からのダンピング輸入品に対する保護に関する規則、加盟国以外の国からの補助金を受けた輸入品に対する保護に関する規則、金融商品市場指令（MiFID II）、目論見書規則、バッテリー規則、重要事業体のレジリエンスに関する指令、及びフッ素系温室効果ガス規則の改正を目指すものである。

具体的には、従前、中小零細企業（micro, small, and medium-sized enterprises、以下「SMEs」という。）として定義されてきた企業に提供されてきた規制緩和策について、より規模が大きい企業を小規模中

---

1 *Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions A Competitiveness Compass for the EU*, COM (2025) 30 final (Jan. 29, 2025).

2 Mario Draghi, The Future of European Competitiveness Part A Competitiveness Strategy for Europe (Sep. 9, 2024); Mario Draghi, The Future of European Competitiveness Part B In-depth Analysis and Recommendations (Sep. 9, 2024).

3 Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Amending Regulations (EU) 2016/679, (EU) 2016/1036, (EU) 2016/1037, (EU) 2017/1129, (EU) 2023/1542 and (EU) 2024/573 as Regards the Extension of Certain Mitigating Measures Available for Small and Medium Sized Enterprises to Small Mid-cap Enterprises and Further Simplification Measures, COM (2025) 501 final (May 21, 2025).

4 European Commission, *Omnibus IV* (May 21, 2025), *available at* https://single-market-economy.ec.europa.eu/publications/omnibus-iv_en.

5 European Commission, *Questions and Answers on Simplification Omnibus IV* (May 21, 2025), *available at* https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_25_1278.

堅企業（small mid-cap enterprises、以下「SMCs」という。）として定義した上で、相当な範囲で適用を拡大することが想定されている（オムニバス法案 IV 前文(7)）。

SMCs は、SMEs に比してより高いペースでの成長、そして、高いレベルでのイノベーションとデジタル化の傾向を示しているところ、SMEs が成長して SMEs のセグメントから外れた途端に大企業と同じ水準での規制にさらされるのではなく、首尾一貫した態様にて取り扱われるべきとされている（オムニバス法案 IV 前文(5)）。

2. GDPR 改正案

(1) 変更点

GDPR 改正案においては、上記の SMEs 及び SMCs の定義の加筆、並びに、それに伴う行動規範及び認証等の採択に当たっての中小事業者のニーズの考慮に加えて、30 条処理記録の作成義務の免除要件の拡大が提案されている[6]。以下が、オムニバス法案 IV の下での GDPR の改正案の具体的内容の英和対訳となる。下線が加筆箇所、削除線が削除箇所となる。

Article 4	第 4 条
(27) 'micro, small, and medium-sized enterprises' means enterprises as defined in Article 2 of the Annex to Commission Recommendation 2003/361/EC. ※ 'Article 2 of the Annex to Commission Recommendation 2003/361/EC' : Staff headcount and financial ceilings determining enterprise categories 1. The category of micro, small and medium-sized enterprises (SMEs) is made up of enterprises which employ fewer than 250 persons and which have an annual turnover not exceeding EUR 50 million, and/or an annual balance sheet total not exceeding EUR 43 million.	（27） 「中小零細企業（micro, small, and medium-sized enterprises）」とは、欧州委員会勧告 2003/361/EC の別紙第 2 条に定義される企業をいう。 ※欧州委員会勧告 2003/361/EC の別紙第 2 条： 従業員数と財務基準による企業区分 1. 中小零細企業（SMEs）の区分は、従業員数が 250 名未満であり、かつ年間総売上高が 5,000 万ユーロを超えない、又は年間総資産が 4,300 万ユーロを超えない企業から成る。
(28) 'small mid-cap enterprises' means	（28） 「小規模中堅企業（small mid-cap

[6] オムニバス法案 IV の提案前に、欧州データ保護会議（EDPB）と欧州データ保護監督官（EDPS）の連名で、欧州委員会の McGrath 委員に対して、改正提案に関する意見を述べたレターが発出されている。初期的なフィードバックとして、今回の的を絞った簡素化提案は支持できるものの、オムニバス法案 IV 公表後に正式なコンサルテーションがなされ、より詳細にコメントする機会が与えられるものと理解している旨が述べられている（Anu Talus & Wojciech Rafał Wiewiórowsk, *Subject: Commission Draft Proposal on the Simplification of Record-Keeping Obligation under Regulation (EU) 2016/679 (GDPR)* (May 8, 2025)）。

enterprises as defined in point (2) of the Annex to Commission Recommendation 2025/EC/XX of XX May 2025. ※ 'point (2) of the Annex to Commission Recommendation on the definition of small mid-cap enterprises': Staff headcount and financial ceilings The category of small mid-cap enterprises is made up of enterprises which are not small and medium-sized enterprises in accordance with Recommendation 2003/361/EC, employ fewer than 750 persons and have an annual turnover not exceeding EUR 150 million or an annual balance sheet total not exceeding EUR 129 million.	enterprises）」とは、欧州委員会勧告2025/EC/XX の別紙第 2 号に定義される企業をいう。 ※小規模中堅企業の定義に関する勧告別紙第 2 号： 従業員数と財務基準 小規模中堅企業の区分は、欧州委員会勧告2003/361/EC に定める中小零細企業に該当しない企業であって、従業員数が 750 名未満であり、年間総売上高が 1 億 5,000 万ユーロを超えないか、又は年間総資産が 1 億 2,900 万ユーロを超えない企業から成る。
Article 30, paragraph 5	**第 30 条第 5 項**
The obligations referred to in paragraphs 1 and 2 shall not apply to an enterprise or an organisation employing fewer than 750~~250~~ persons unless the processing it carries out is likely to result in a high risk to the rights and freedoms of data subjects, within the meaning of Article 35~~the processing is not occasional, or the processing includes special categories of data as referred to in Article 9(1) or personal data relating to criminal convictions and offences referred to in Article 10~~.	5. 第 1 項及び第 2 項に定める義務は、従業員数が 750~~250~~ 名未満の企業又は組織には適用されない。但し、当該企業又は組織が行う処理が、第 35 条の意味におけるデータ主体の権利及び自由に高いリスクを生じさせるおそれがある場合~~、その処理が一時的なものではない場合、又はその処理が第 9 条第 1 項に規定する特別な種類のデータ、若しくは第 10 条に規定する有罪判決及び犯罪行為に関連する個人データを含む場合~~を除く。
Article 40, paragraph 1	**第 40 条第 1 項**
The Member States, the supervisory authorities, the Board and the Commission shall encourage the drawing up of codes of conduct intended to contribute to the proper application of this Regulation, taking account of the specific features of the various processing sectors and the specific needs of micro, small and medium-sized enterprises and of small mid-cap enterprises.	1. 加盟国、監督当局、欧州データ保護会議及び欧州委員会は、各種の処理部門の特性、並びに中小零細企業及び小規模中堅企業の特定のニーズを考慮して、GDPR の適切な適用に寄与することを目的とした行動規範の策定を促進するものとする。
Article 42, paragraph 1	**第 42 条第 1 項**
The Member States, the supervisory authorities, the Board and the Commission shall encourage,	1. 加盟国、監督当局、欧州データ保護会議及び欧州委員会は、特に EU レベルにおいて、管理者及び

in particular at Union level, the establishment of data protection certification mechanisms and of data protection seals and marks, for the purpose of demonstrating compliance with this Regulation of processing operations by controllers and processors. The specific needs of micro, small and medium-sized enterprises and of small mid-cap enterprises shall be taken into account.	処理者による処理活動が GDPR を遵守していることを示す目的で、データ保護の認証メカニズム及びデータ保護シール及びマークの導入を促進するものとする。中小零細企業及び小規模中堅企業の特定のニーズは、考慮されるものとする。

(2) 30 条処理記録の作成義務の免除要件の拡大

GDPR の下では、管理者及び処理者並びにそれらの EU 代理人は、GDPR が適用される個人データの処理について、書面又は電磁的方式での所定の事項の記録が義務づけられている（30 条 1 項・2 項、3 項）。また、これらの者は、管轄当局から要求があれば、その当局が記録を利用できるようにしなければならない（同条 4 項）。もっとも、従業員数が 250 名未満の企業又は組織は、所定の個人データの処理を除き、この処理記録の作成義務が免除されていた。今回の改正案では、この免除要件が拡大されることとなった。

具体的には、30 条処理記録の作成義務が免除される対象は、従業員数が 250 名未満の企業又は組織から、750 名未満の企業又は組織に拡大された。また、人数要件を充足しても免除されない個人データの処理のスコープについても改正があり、①個人データの処理がデータ主体の権利及び自由に対してリスクを発生させるおそれがある場合（※高いリスクを発生させるおそれがある場合に限られない）、②処理が一時的でない場合、又は③処理に GDPR9 条 1 項の特別な種類のデータ若しくは GDPR10 条の有罪判決及び犯罪行為に関連する個人データが含まれる場合から、GDPR35 条に定めるデータ保護影響評価（DPIA）の実施が必要となる自然人の権利及び自由に対する高いリスクをもたらすおそれのある処理に限定された。なお、欧州データ保護会議の前身である 29 条作業部会の従前の考え方[7]に依拠するならば、人数要件を充足する場合には、データ保護影響評価が必要となるデータ処理についてのみ処理記録を作成すれば足りると解するのが自然であるように思われる。

(3) コメント

この改正が実現すると、多くの日系企業の EEA 域内の拠点において、従業員数が 750 名未満であることを理由として 30 条処理記録の作成が免除される可能性がある。もっとも、実務的にはこの点の改正の影響は大きくなく、また、免除要件に依拠するにしても留意すべき点があるようには思われる。

第 1 に、30 条処理記録の作成及びその後の定期的なアップデートは、自社の個人データの処理内容を可視化し、GDPR との関係では必須となる処理の法的根拠の整理、従業員や取引先に提供するプライバシーノー

[7] 欧州データ保護会議（EDPB）の前身である 29 条作業部会は、従業員数が 250 名未満の事業者が①~③の何れかに該当し、作成義務を負う場合であっても、全ての処理活動ではなく、①～③のうち該当する個人データの処理活動の記録を維持するだけでよく、中小規模の事業者にとって、データ処理記録簿を作成することが大きな負担となる可能性は低いという見解であった（Article 29 Data Protection Working party, *Working Party 29 Position Paper on the Derogations from the Obligation to Maintain Records of Processing Activities Pursuant to article 30(5) GDPR*）。

ティスの作成、そして（処理の法的根拠と紐付く）権利行使への対応を検討するに当たってのコンプライアンス対応の入口としての側面を有する。処理記録を作成せずに GDPR 対応を適切に実施することは難しく、また、既に作成している 30 条処理記録のアップデートをやめたところで、GDPR 対応の負担が実質的に軽減されるということでもないだろう。

第 2 に、人数要件を充足しても 30 条処理記録の作成義務が免除されない、DPIA の実施が必要となる個人データの処理は、グループで展開しているそれなりの規模の日系企業にとっては、思いのほか少なくないということである。例えば、日系企業の EEA 域内の拠点においてよく問題となる DPIA の実施が必要となる場面としては、監視カメラの設置がある。また、コロナ禍を経てよりいっそう導入されるようになった各種 DX ツールの導入に伴う個人データの処理（グローバルでのメールサービス、タレントマネジメントシステム、内部通報システム、Copilot 等の生成 AI ツール等の利用）についても、DPIA が必要となるケースは少なくないだろう。

引き続き、今回の GDPR の改正案を含め、EU のデジタル分野での規制の簡素化を含む最新の動向からは目が離せない。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com